



# 広報こしじ

1月 (No. 70)

発行/越路町役場 (新潟県三島郡越路町) TEL (来迎寺) 代 300番 ■印刷/大川印刷所



## 明るく住みよい町に

明けましておめでとうございます。静かに明けた1971年、躍進の年でありますようみな様とお祈りしたいと思います。新春の空にみる「越路橋」、それは、越路町のかぎりない発展を約束しているかのように。今年も、明るく住みよい町づくりのために、みんなで力をあわせましょう。

住民基本台帳人口 (11月末日現在)	2,941		
世帯数	13,870		
市内	6,726		
市内	7,144		
11月の住民移動状況			
出生	13人	死亡	13人
市内	6人	市内	5人
市内	7人	市内	8人
市内	48人	市内	17人
市内	19人	市内	35人
市内	29人		

- ▽年頭のあいさつ  
▽成人を迎えられるみなさんへ  
▽今年「選挙」の年です  
▽長岡・小出広域市町村圏発足へ  
▽白山団地造成工事始まる  
▽木和田久保部落三百年の歴史を閉じる  
▽公証役場を利用しましょう  
▽ガス供給所からのお願い  
▽都市計画開発制度の暫定処置についてお知らせ  
▽道路の除雪にご協力を

### 今月の主な内容

## 家内労働手帳について

家内労働者(内職者)の労働条件の向上と生活の安定をはかる「家内労働法」が四十五年十月一日より施行になりました。これは会社や工場で働く人々のほかに、会社や問屋から原材料の支給を受けて、おむす、自宅で自分ひとりで、又は家族とともに品物

既存の権利の届出は二月までに都市計画区域内の市街化調整区域がさる九月一日決定告示されましたが、これによりこの区域内では、農林業経営で住居する建築物を除き原則として開発行為、建築物の建築は禁止されることになりました。

## 都市計画開発制度の暫定処置についてお知らせ

もち、借地権を有している人は昭和四十六年二月二十八日までに「既存の権利の届出」をなし、五ヶ年以内にこれら

## 道路の除雪にご協力を

(駐車にご注意！)

今冬は十一月下旬早々に降雪に見舞われ、道路の交通を混乱させ豪雪型を示して来ました。町では県の除雪計画にあわせ除雪車三台と業者借上除雪車三台の計六台の配置を行

の行為を行う場合許可されず。また開発行為(敷地造成)の終了人は建築について届出をする必要があります。「既存の権利の届出」の書類は役場土木課に備えてあります。すからお問い合わせください。

い除雪にあたっております。長岡土木事務所でも今年の冬より来迎寺に除雪基地を設置して県道幹線の除雪を実施しております。除雪期間中は早朝より出勤しますので除雪車の作業に支障になる道路上の屋根の雪の放置や、特に駐車には十分注意し協力をお願いいたします。

回覧でも冬期間の駐車禁止区間をお知らせしますが県道長岡小国松代線の全線、柏崎高浜堀ノ内線の浦地内、町道の役場より県道までの間がそれぞれ指定されました。

## 工業調査にご協力ください

十二月三十一日を調査日として、製造活動を営む事業所を対象に、工業統計調査をお願いにあがっております。この調査はわが国製造業の分布状況や製造業活動の実態



来迎寺駅

○団体早春号運転  
ご成人おめでとうございます。国鉄では国民の祝日「成人の日」を記念して目出たく

- とき
- 第一班 二月六日
- 第二班 二月十三日
- 第三班 二月二十日

○会場 八二〇〇円(来迎寺駅から)  
○お申込み 来迎寺駅、越後岩塚駅、塚山駅

長野郵政監察局では貯金通帳などの盗難防止について次のとおり要望しています。最近貯金通帳や定額貯金証書の盗難事件がふえており、預金者が知らない間に払いもどされた事件は全国で一年間に二万件以上もあり、被害金額は一億二千万円にも達しています。

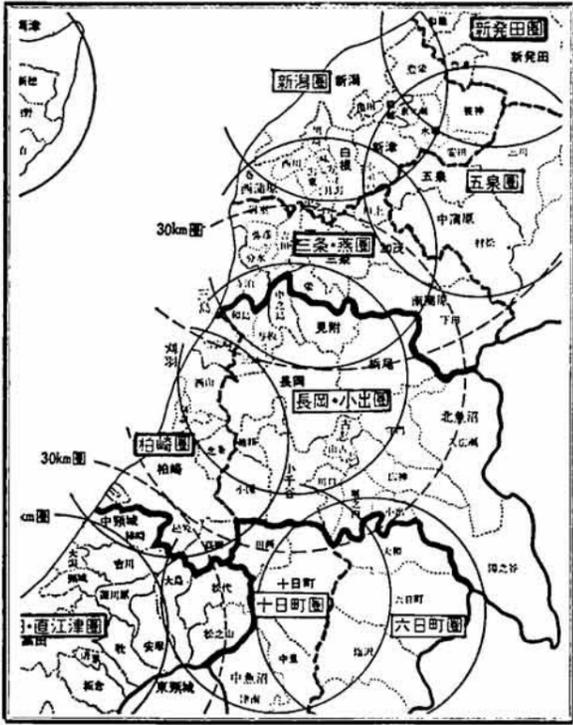
成人となられた若い人たちの門出をお祝いし、これを楽しみ思い出しとして残していただいたため臨時列車「早春号」の運転を計画いたしました。是非この機会を御利用下さい。景勝石廊崎をはじめとして伊豆半島を一周する豪華な旅行な御参加の年令は問いません。一般の方々多数御参加下さい。

- 通勤と印章は別の場所に保管する。
- ③通帳と印章は別の場所に保管する。
- そして万一盗難にあつたら一刻も早く近くの郵便局へお届下さい。
- このほかに預入や払いもどしをする郵便局を一局か二局に指定して利用する「取扱局特定」の取扱いや預金者が正当な本人であることの証明資料として本人の写真入りの「郵便貯金本人票」の交付を受けて、これを使えば全国どこのお郵便局でも金額に制限なくおろせる取扱があります。これらの取扱を利用することも大切な貯金の保護に役立ちます。

## 自衛隊入隊者

- 十月入隊 (陸) 不動沢 金子茂和
- 十一月入隊 (陸) 不動沢 高橋正人 (空) 東谷 内山博夫 (空)

# 長岡・小出広域市町村圏発足へ!



## 本年中指定を目途

県勢発展の長期構想に基づいて県下十二の広域市町村圏の設定が急がれています。すでに柏崎、三条、燕、新発田、高田、直江津、糸魚川の五圏は、昭和四十四年度において指定され、長岡、小出圏は四市十四ヶ町村、人口約四十万をもって圏域指定をうけようとするもので、これまで再三協議されてきましたが、去る十二月十一日関係市町村長会議において昭和四十六年度に指定を受けられるよう諸般の準備をすすめることが決定されました。

このことは県における三大拠点の一つである長岡拠点の開発が軌道に乗ることである。

意義はまことに深く、財政面でも広域市町村圏の指定をうけるとその圏域の根幹的施設の整備に要する経費について、国からの補助金、地方交付税、地方債費の援助措置が優先的に約束されているので期待するところは極めて大きいのです。

長岡・小出圏の構想された趣旨は、(一)住民の生活水準は急速に上昇して生活様態は都市化しつゝあり公共施設のすみやかな整備と均衡化が要請されること。(二)過疎過密問題解決のためにそれぞれの地域の特性に応じた産業振興と住民の生活環境の近代化が要請されていること。(三)交通施設

の発達により、日常生活圏が拡大され、行政区域を超えて日常生活圏が形成されていること。

このような現実からみて、道路の整備、就業、生活物資の調達、医療、教育、ゴミ処理、娯楽その他住民の日常生活の通常の需要がその圏域の中で充足されるような圏域設定の必要があるわけで、これらの問題に対処するためにはお互いに密接な関係を持つ市町村が一体となった広域的かつ総合的な市町村行政が必要であり、そのために広域行政機構を設立し、いわゆる広域市町村計画を策定して財政的にも最小の経費で最大の効果をあげ高福祉社会への足固めとするねらいがあるわけです。

高度な住民の行政需要に対して広域的な行政処理が強く要請されるゆいんでもあります。

去る十二月十一日の関係市町村長会議では「長岡・小出広域市町村圏協議会」(任意)の設立を決定し役員は次のように選出されました。

会長 長岡市長 小林孝平  
副会長 小千谷市長 佐藤武  
越路町長 白井又三郎  
小出町長 桜井貞一  
○関係市町村(四市十四ヶ町村)

また広域市町村圏が設定されると、その圏域内の市町村は総合的な一部事務組合を設けることにより、広域市町村圏計画の策定、計画の実施の総合調整、さらにはごみ処理施設、し尿処理施設、文化施設、医療施設等の整備を図ることになります。

つまり、広域市町村圏は、各地域にわたる合理的な施設の配置によって、すべての住民が快適な環境で生活できるようにすることが目的であり、これらの実施については、国および県が必要な行政上の措置を講ずることになっています。

## しあわせは回るく正しい選挙から

人生の航路は長く、そこには雨の日も、嵐の日もありましようが何ものにもめげず乗り越えて行くところに洋々たる前途は開けてありましよう。どうか小成に安することなく邁進して下さい。

みなさんは次代を築くというホープです。次代を築く強いエネルギーです。この郷土を、この日本をどう育ててゆくかは、みなさんの双肩にかかっています。今後の前途に期待を寄せています。どうか益々心身共に鍛磨され、越路町の発展に寄与されることを期待し、輝かしい未来を築かれるよう心からお祈り申しあげます。

なお、当町の成人式は四月の上旬の予定であり、個々に案内状を差しあげますが、案内もれがありましたら教育委員会まで連絡してください。

長岡市、小千谷市、見附市、栃尾市、越路町、小出町、小国町、堀之内町、手板町、川口町、三島町、中之島村、広神村、守門村、湯之谷村、和島村、山古志村、入広瀬村。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆

広域市町村圏構想とは

広域市町村圏構想は、自治省が地域の振興整備と新しい市町村の広域行政をすすめるための施策として考えたもので、この構想が生まれた背景には、次のような地域社会の変化が見られたからです。

①経済の発展に伴い、住民の生活水準が向上し、生活が都市化されているが道路などの公共施設の整備が立遅れており、地域格差が大きくなっている。

②交通通信の発達に伴い、通勤、通学、医療、買物、娯楽等、日常生活の行動範囲は、ますます広くなっており、都市および周辺農山漁村地域を一体とした日常生活圏ができてきた。

③農山漁村からどっぴり人口が都市に集中し、いわゆる過疎過密問題を生じており、そのためには地

域の実情に応じた産業の振興が必要になっていく。

これらの変化や住民の要望に答え、魅力ある豊かな社会を築くためには、いままでのように市町村ごとに行政をバラバラに処理していたのでは効率的でなくなったわけですから、そこで、現在形づくられつつある都市および周辺農山漁村地域を一体とした生活圏を「広域市町村圏」として、新しい地域振興の場にしようにするものです。

広域市町村圏の設定は、県知事が関係のある市町村と協議して行なうことになっています。



## 年頭のあいさつ

町長 白井又三郎

越路町の皆様、明けましておめでとうございます。昭和四十六年の初春を元気に迎えて

みなさんを迎えられるみなさん、おめでとございます。心からお喜び申し上げます。「成人の日」それは青年男女が一人前の日本社会形成者としての門出する日であり、法律によれば「おとなになったことを自覚し、自ら生きぬこうとする青年を祝いはげます」ための祝日であります。みなさんは今日から成人になられたという事は、社会的にも、法律的にもオトナになられた、一人前の人格者となられたいかえれば、親権者の監督のキヅナから解放されて、自分の意志で自由に行動し得られたのであります。けれども、他人からとやかく

いわれなくともよいのだという、無軌道に行動してもよいというのではありません。他人の干渉を排除するかわりに、自分の行動に絶対的に自分で責任を負わなくてはなりません。自分も社会の一員であるというのと、人間としての道、他人に対する道と

いまして、己を知り他を愛する人間になっていただきたいと思えます。

例えば、成人となつて与えられた大きな権利の中に結婚の自由がありますが、結婚が自由だからといって、離婚も

指導くださいますようお願い申し上げます。過ぐる年までは、教育施設の整備、道路橋梁河川の改修促進、社会福祉、環境整備などに意を注いでまいりましたが、就中、教育施設整備は概ね半ばを過ぎ、道路橋梁河川の改修も兩三年中には、大体整備される見通しとなりまして、

急速な経済成長は幾多のヒズミを生じ、農村の都市化並びに近代化に伴ない各種の施設を急がねばならぬこととなりました。また、広域圏行政都市計画、農業地域振興策等

自由だといって、安易に結婚し、簡単に離婚していたら社会はどうなるでしょうか。社会は連帯の責任において成り立っています。一人前の社会人であることは、自分もまたこの社会の平和と発展に重

おたがい認識を新たにし相互理解に努め、以って越路町将来の飛躍的發展を期したものと存じます。何卒御関心を戴き、御指導を賜りま

すよう御願ひ致します。存じます。年頭に於いて皆さ

方の御健康御多幸を心からお祈り致します。

## 成人を迎えられるみなさんへ

### 成人を迎えられる

### みなさんへ

みなさんは次代を築くというホープです。次代を築く強いエネルギーです。この郷土を、この日本をどう育ててゆくかは、みなさんの双肩にかかっています。今後の前途に期待を寄せています。どうか益々心身共に鍛磨され、越路町の発展に寄与されることを期待し、輝かしい未来を築かれるよう心からお祈り申しあげます。

なお、当町の成人式は四月の上旬の予定であり、個々に案内状を差しあげますが、案内もれがありましたら教育委員会まで連絡してください。

選挙で投票するためには選挙人名簿に登録されることが条件ですが、この選挙人名簿は住民基本台帳をもとに作成されています。住民基本台帳に三ヶ月以上記録されてい

ていない選挙資格があれば毎年九月の定時登録または選挙のあるときには自動的に選挙人名簿に登録され投票できることになっています。

転入して来た場合は十四日以内に異動証明書を役場の受付へ提出して転入の手続をして下さい。

なお、社会情勢の変化によって最近では、妻や子供を故郷に残して単身勤務先に赴任し日曜日になると家族の所へ帰るといった人が増えており、住所は家族の所にあると定められております。

これは民法第二十一条によって「各人の生活の本拠を以て其住所とす」と定められているからです。

又、下宿や寮に入っている大学生の住所はその下宿又は寮にあると定められております。これらのことを参考に間違いなく転入届の手続をしてください。

## 今年選挙の年です

異動届は速かにしましう  
今年選挙の年と云われるほどいろいろな選挙が予定されております。すでに投票日の決っている、四月十一日の新潟県議会議員の選挙、四月二十五日の越路町町長選挙

と統一地方選挙のあとは参議院議員選挙、八月の越路町議会議員選挙などがあります。

選挙で投票するためには選挙人名簿に登録されることが条件ですが、この選挙人名簿は住民基本台帳をもとに作成されています。住民基本台帳に三ヶ月以上記録されてい

ていない選挙資格があれば毎年九月の定時登録または選挙のあるときには自動的に選挙人名簿に登録され投票できることになっています。

転入して来た場合は十四日以内に異動証明書を役場の受付へ提出して転入の手続をして下さい。

なお、社会情勢の変化によって最近では、妻や子供を故郷に残して単身勤務先に赴任し日曜日になると家族の所へ帰るといった人が増えており、住所は家族の所にあると定められております。

これは民法第二十一条によって「各人の生活の本拠を以て其住所とす」と定められているからです。

又、下宿や寮に入っている大学生の住所はその下宿又は寮にあると定められております。これらのことを参考に間違いなく転入届の手続をしてください。

